

平成15年12月15日

発行 青梅市文化財保護指導員連絡協議会

青梅市郷土資料室（青梅市駒木町1-684 0428-23-6859）

市内旧村に残る年貢関連史料について

江戸時代における『村』は、封建体制を維持する経済的基盤となる年貢を徴収するため強制的につくられた組織といわれます。市内の旧村が成立した時期は、确实なところは分かりませんが、恐らく年貢徴収の目的で実施された慶長3年(1598)の検地時あたりと推察されます。その旧村は今井村や藤橋村のように一部は旗本領、また、一時期に御三卿の一つであった田安領や大名領、旗本領になった村もありましたが、概して村々の多くが幕府領でした。

市内の旧村の名主等を勤めた家などには村が年貢を上納するための帳簿や書類が現在も多く残されています。それらのうちには、次のようなものがあります。

検地帳(けんちちょう)

検地が実施されると、^{ひとつで}一筆ごとの田・畑・屋敷の区別と等級、面積、所有者(これを名請人という。)などを記録した検地帳が作成されました。検地帳は別に「縄打帳」、「水帳」などともいい、封建体制を維持するための最も重要な帳簿でした。市域には慶長3年(1598)実施の検地帳があり、沢井村、日影和田村及び下村の3カ村分が残存しています。また、関東の幕府領一斉検地の一環として実施された寛文8年(1668)に行われたそれは、以後、江戸時代を通して使われた検地帳であり、市内でも多く残存しています。

名寄帳(なよせちょう)

この帳簿は村が検地帳をもとに独自に土地台帳として作成したもので、名請人別に集計できるように作成されています。したがって支配の代官から後述する年貢割付状が送られてくると名請人ごとの負担を割り振るのに用いられました。さらに、土地の移動が農民間であれば常に現況が捉えられるように札などを付けたりし、修正されました。

年貢割付状(ねんぐわりつけじょう)

年貢割付状は現在でいう納税通知書ともいうべきもので、支配代官が支配の村にどれだけ年貢を上納させるかを命じた書状です。割付状の表題や形式、内容は年代や支配代官によって多種多様です。年貢には基本的にその年の収穫高を基準として上納するのと、

過去数年間の平均の年貢を基準にして一定期間、その年々の豊凶には関係なく定額を上納する2通りの方法がありました。

年貢小割帳並びに受(請)取帳等(ねんぐこわりちょう うけとりちょう)

年貢割付状が村に送られてくると、村では名主を中心に村役人が農民一人ひとりに割り当てる年貢額を名寄帳などをもとに算出する小割帳などといった帳簿を作成し、さらに各農民から徴収した経過を記録した受(請)取帳などの帳簿も備えていました。ただし、これらの帳簿類の表題、形式などは村によってまちまちであったようです。

小手形(こてがた)

小手形は、支配の代官へ『夏行』、『秋成』とって前納したときに仮の領収書として代官所の役人が発行したもので、完納したときに後述の「年貢皆済目録」と引き換えに代官所などに返すのが一般的でしたが、村によっては幕末の一時期に返還されず残っています。

年貢皆済目録(ねんぐかいさいもくろく)

この書状は年貢を完納した時に支配代官が交付したものです。初期には交付されなかったのか残存していませんが、石高制が導入された寛文9年(1669)以降のものは貞享元年(1684)が初発と思われ、残存しています。表題や形式・内容などは年貢割付状と同様に多種多様です。ただ、元禄年間などで代官によっては村側に「年貢勘定目録」などを作成させ、それに代官所役人が完納した旨の裏書証明したのものも見られます。

(文責 大沢 清吾)

江戸時代の村名は現在町名などに多く残っています。